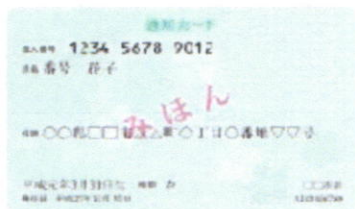




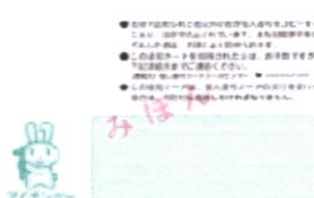
## 「マイナンバーに備えましょう！」I

### 通知カードの様式について

まずは、  
「通知カード」  
の  
受取から



【おもて面】



【うらな】

平成27年10月以降、住民票を有する全ての住民に対し、簡易書留により郵送されます。

通知カードは紙のカードで、あなたの個人番号の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されており、透かし等の偽造防止技術も施されています。

ただし、顔写真は記載されておらず、通知カードを使用して番号確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類が必要となります。

なお、番号確認と本人確認を1枚で行いたい方は、個人番号カードが便利です。

個人番号カードには、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別の他、顔写真が記載されることとなり、番号確認と本人確認が1枚で行えます。交付手数料は当面の間無料です。

住基カードを所持している方は、個人番号カード取得時に返還することになっています。

### 「居所情報登録申請書」について

次に該当する方は、**居所への通知カードの送付**が可能です。

- ①東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
  - ②DV等被害者で、住所地以外の場所へ移動している方
  - ③医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住所地に誰も居住していない方
- 上記以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

平成27年8月24日(月)から9月25日(金)までに

「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入申請書は近くの市区町村、総務省HP([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))などで入手又はダウンロードできます。)

申請書を**住民票のある市区町村**に 持参又は郵送してください。

(政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。)

添付書類は、

- ①申請者の本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)など)
  - ②居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- [代理人が申請する場合]
- ③代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
  - ④代理人の本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)など)

東日本大震災の被災者、DV等被害者については、今お住まいの居所のある市区町村に出向き、「個人番号カード」の交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。

いよいよ始まってしまう「マイナンバー」、「個人番号カード」がどれだけ発行されるのか見物です。兎にも角にも、本人確認は会社の義務です。